

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第50回「枚方市障害者施策推進協議会」
開 催 日 時	平成22年11月22日（水） 午前10時から正午まで
開 催 場 所	枚方市役所 第2委員会室
出 席 者	村井龍治会長、諸富敬章副会長、徳村初美委員、菊咲好子委員、 桑原一章委員、上辻崇正委員、山本周子委員、松浦武夫委員、 岸本和子委員、林宏樹委員、森下純一委員、村山育代委員、 一柳茂明委員
欠 席 者	松田伸一副会長、大島みどり委員、邑田知子委員
案 件 名	1. 次期枚方市障害者計画及び障害福祉計画策定のための実態 調査票（案）について 2. その他
提出された資料等の 名 称	資料1 次期枚方市障害者計画及び障害福祉計画策定のための 実態調査について 資料2 枚方市障害者施策に係る基礎調査スケジュール（案） 資料3 次期枚方市障害者計画及び障害福祉計画策定のための 実態調査票（18歳未満の方）（案） 資料4 次期枚方市障害者計画及び障害福祉計画策定のための 実態調査票（18歳から64歳の方）（案） 資料5 次期枚方市障害者計画及び障害福祉計画策定のための 実態調査票（65歳以上の方）（案）
決 定 事 項	1 調査票は本日の意見に基づく修正を行う。 2 調査票の内容について自立支援協議会幹事会をワーキング グループと位置づけ、委員長と最終調整を行い、調査を実施する。 3 次回は平成23年3月22日開催とする。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	5人
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	福祉部 障害福祉室

## 審 議 内 容

会長：皆さんおはようございます。定刻になりましたので、はじめさせていただきます。本日は傍聴の希望の方がおられますが本日の案件につきましては計画作成ということですので特に問題はないと思いますが、一応許可をいただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは傍聴の方に入っていただきます。

委員一同：異議なし

会長：それでは早速会議の方を進めてきます。

事務局：そうしましたら事務局を代表いたしまして木村福祉部長の方から一言ご挨拶を申し上げます。

事務局：部長あいさつ

事務局：本日の会議でございますが欠席されています委員につきまして、大島委員、松田委員、邑田委員が所要のため本日ご欠席でございます。委員の方16名の過半数が出席をされておりますので、枚方市障害者施策推進協議会設置要綱第6条第2項の規定によりまして本協議会が成立していることをご報告させていただきます。今回案件にもなっております障害者の方の実態調査でございますが、それにつきまして業務委託をしております、今後協力をいただきますコンサルタント会社の株式会社日本都市計画研究所の方にも事務局として出席していただいております。

事務局：以上を紹介させていただきます。座らせていただきます。引き続きまして本日の資料及び案件についてご説明させていただきます。まずお手元の資料でございますが、確認させていただきます。まず本日の第50回枚方市障害者施策推進協議会次第でございます。資料1といたしまして、「次期枚方市障害者計画及び障害福祉計画作成のための実態調査について」でございます。資料2といたしまして「枚方市障害者施策にかかる基礎スケジュール案」でございます。資料3といたしまして「次期枚方市障害者計画及び障害福祉計画策定のための実態調査票案 18歳未満の方」(案)でございます。資料4といたしまして同じく「実態調査票案 18歳から64歳未満の方」(案)でございます。資料5といたしまして同じく「実態調査票案 65歳以上の方」(案)でございます。資料といたしましては以上でございます。不足等ございませんでしょうか。ないようでしたら続きまして本日の案件につきまして次第にしたがってご説明いたします。まず案件1といたしまして次期枚方市障害者計画及び障害福祉計画作成のための実態調査票案について。案件2といたしましてその他でございます。説明は以上でございます。

会長：ありがとうございます。本日は「次期枚方市障害者計画及び障害福祉計画のための実態調査」という資料を今説明いただきましたが、それについて中身の問題について皆様にご審議いただきたいと思っております。それでは早速ですけれども「案件1 次期枚方市障害者計画及び障害福祉計画策定のための実態調査票案」につきまして事務局の方から説明願います。

事務局：お手元の資料1をごらんください。それでは、「次期枚方市障害者計画及び障害福祉計画策定のための実態調査票 (案)」について、ご説明いたします。座らせていただきます。

お手元の「資料1」をご覧ください。「次期枚方市障害者計画及び障害福祉計画の実態調査」について、ご説明いたします。

1. 調査の趣旨といたしまして、平成21年3月に見直しを行ないました枚方市障害者計画の計画期間が平成23年度までとなっております。次期計画の策定を行うにあたって、障害者やその家族等のニーズの変化を把握し、基礎資料として活用するため、障害者福祉に関する障害者や障害児の保護者へのアンケートを実施することとしております。

2. 調査の方針といたしまして、今回は、ライフステージに応じたニーズを把握するためにライフステージごとの実態調査票を作成いたしました。ライフステージごとの実態やニーズを的確に把握するために、調査票の種類を、0～18歳未満の障害児の保護者、18～64歳の障害者、65歳以上の障害者というように分けております。前回は障害種別ごとに調査対象者を抽出いたしましたが、一般的にアンケート調査につきましては、年齢構成比や障害種別構成比が母数、実際の障害手帳所持者数と同じであることが精度を高める上で望ましいとされております。ライフステージごとにそれぞれ実態調査票を作成することにより信頼性の担保に努めるものです。

また、無作為抽出を行いましても、それぞれのライフステージごとの障害種別、部位についての構成比に準じた形で調査標本が抽出されることとなります。

①の0～18歳未満の障害児の保護者につきましては、就学前から就学期に関する障害児及び保護者のさまざまなニーズを明らかにするための質問を設けることといたしました。

②の18歳から64歳の障害者につきましては、生活全般に関わる事項や障害福祉サービス等への評価、就労や社会参加などのニーズを調査することに重点を置いております。

③の65歳以上につきましては、加齢に伴う固有の困りごとや、生活全般に関わるニーズなどについて調査することとしております。

なお、障害種別ごとの細かなニーズ等については、別途相談事業所やサービス事業者などに聞き取りを予定しております。本実態調査票につきましては、基本的には障害者全体に共通するニーズについてライフステージごとに把握するものとしております。また、質問の設定につきましては、自立支援給付に沿った項目としており、自立支援給付の内容に沿った項目にし、サービスの評価について尋ねることとしております。

つづきまして、3. 調査の方法についてご説明いたします。調査対象者といたしましては、3障害合わせた手帳所持者とし、先ほど、ご説明いたしましたように①0～18歳未満の障害児の保護者で、対象者数としては1,258人となります。②18歳から64歳の障害者で対象者数としては7,785人となります。③65歳以上の障害者の対象者数につきましては9,423人となっております。

標本数につきましては、先ほどご説明いたしましたが、アンケートとしての信頼性を担保するために、それぞれのライフステージごとに300人程度の有効回答を得たいと考えております。前回の実態調査では調査客体数のうち、59.7%の有効回答を得ることができましたので、今回も60%程度の有効回答の回収率を見込んでおります。そ

のため、0～18歳未満の障害児の保護者で、調査客体数として500人、回収数で300人。18歳から64歳の障害者で、調査客体数として、680人、回収数400人。65歳以上の障害者で調査客体数として500人、回収数として300人を見込んでおります。

調査方法として、郵送による配布・回収としております。

調査基準日といたしましては、平成22年12月1日を予定しております。

4. 調査項目といたしましては、3つのライフステージに共通の大項目といたしまして、記入者。調査対象者の属性。障害の種類・等級、程度。枚方市に力を入れて欲しいこと。差別体験。自由意見の6項目でございます。

0歳から18歳未満の障害児の保護者に対する独自の調査大項目といたしましては、就学前から就学期間の状況やニーズ。福祉サービスの満足度等。生活上の困りごと。身近な相談相手や情報。子どもの将来への不安。通学支援の状況やニーズ。見守り支援状況やニーズとしております。

18歳から64歳の障害者に対する独自の調査大項目といたしましては、福祉サービス利用の状況やニーズ。家族介護の状況。生活上や外出時の困りごと。余暇のニーズ。身近な相談相手や情報のニーズ。将来への不安。コミュニケーション支援へのニーズ。就労の状況とニーズとしております。

65歳以上の障害者に対する独自の調査大項目につきましては、介護保険サービスの利用状況。障害福祉サービスの利用状況やニーズ。健康上や外出時の困りごと。余暇のニーズ。コミュニケーション支援へのニーズとしております

続きまして、「実態調査票(案)」についてご説明いたします。まずは、調査客体数が最も多い、「資料4」の18歳から64歳の方に対する実態調査票をご参考ください。問1で記入者。問い2から6で調査対象者の属性について記入していただきます。また、問6の収入状況についての質問のところで、吹き出しを設けて設問の主旨について説明しております。このような形で設問主旨は3ライフステージごとに設けさせていただいております。問7から9で、障害の種類・等級、程度について尋ねております。続きまして、地域での生活についての質問となります。問10から15までが、福祉サービス利用の状況やニーズについても質問であり、問14、15で必要としているのに利用していないサービス及び理由について把握するものとします。問16、17で家族介護の状況についてお尋ねします。問18から21で生活上や外出時の困りごとについて、お尋ねします。また、問18で医療ニーズに対する質問につきましては、前回の協議会終了後に委員の皆様から意見をいただくようお願いしたところ、桑原委員からいただきましたご意見を反映させていただいたものでございます。また、問19から21につきましては、日常の移動手段・支援の有無及び外出時のバリアについて回答を今後の基礎的データとして活用いたします。問22では余暇のニーズについて、お尋ねしています。問23から25につきましては、身近な相談相手や情報のニーズをお尋ねしています。問26では、将来への不安を尋ねております。なお、この設問につきましては、桑原委員のご意見の主旨に沿った形で設定させていただきました。問27では、視覚障害、聴覚障害の方を対象とした質問として、コミュニケーション支援へのニーズについてお尋ねしています。問28では、共通の大項目である、枚方市に力を入れて欲しいことについて、お尋ねをしています。問29から36までは、就労の状況とニーズ

について、お尋ねしています。問37から39で共通大項目である権利侵害に関する質問と自由記述としております。

つきまして、「資料3」、18歳未満の保護者に対する独自の調査大項目といたしましては、問1から3は記入者や属性です。問6で現在の通園、通学、就労等の状況を細かくお尋ねすることにより、より細分化されたライフステージごとの状況を把握し、他の質問とクロス集計することにより実態、ニーズの把握に努めてまいります。さらに問10で、細かい就学前から就学期間の状況やニーズについてお尋ねしていません。問11、12で、福祉サービスの満足度等、サービスに対する評価とニーズの把握に反映いたします。問13、14で日常生活上の困りごとをお尋ねします。問15から17で、身近な相談相手や情報。問18では、子どもの将来への不安。長期的な視点での不安についてお尋ねをします。問19は、共通大項目である枚方市に力を入れてほしい取り組みとしております。問20、21につきましては、要望の多い、通学支援の状況やニーズについて。問22、23につきましても、見守り支援の状況やニーズについてお尋ねをしております。このように現状とニーズについて把握に努めたいと考えております。問24から26は、共通大項目の差別体験、自由意見としております。

続きまして、「資料5」65歳以上の方に対する実態調査票をご覧ください。問1から問8で共通大項目である、記入者、調査対象者の属性についてお尋ねをしております。問9から問11で障害の種類・等級、程度をお尋ねしています。65歳以上の方の実態調査票ですので、問12、13で介護保険サービスの利用状況についてお尋ねをしています。問14で、介護保険にない障害福祉サービスの利用状況やニーズについてお尋ねをしております。問15から18で、健康上や外出時の困りごと。問19で余暇のニーズについてお尋ねをしています。問20で先ほどと同じようにコミュニケーション支援へのニーズ。続きまして問21から24までは、共通大項目である、枚方市に力を入れて欲しいこと。差別体験。自由意見となっております。

なお、今後の予定といたしまして、資料2をご覧ください。実際の実態調査票の配布回収につきましては、1月中をめどとしております。2月中旬から集計を行い、その後、分析を行うこととしております。その分析結果をもとに次回の施策推進協議会を開催させていただきたいと考えております。以上で、案件説明を終わらせていただきます。

会長：先ほどの説明にありました通り、共通項目は3つの調査に設定され、あとはそれぞれの年齢に応じて必要な項目を入れていくということです。

どれから見ていくというのはなかなか難しいかもしれませんので、皆様方それぞれのところでお気づきの点がありましたらそこから挙げていただくという形にさせていただいても構いませんか。分かりにくいようでしたら年齢別に従って細かいところをピックアップしていくという方法もありますが、よろしいですか。

では全体の中で資料1から資料5までで、どんなことでも結構です。事務局へのご質問ありましたら、そこから入っていただけたらと思います。

委員A：問3の最初に障害者手帳を持った年齢を四角のところに書いて下さいという問題なのですが、これを載せた目的を教えてください。ほかの資料3、4にはない。資料5だけ載っているのですけれども、過去の障害者手帳を発行してもらった経歴を

高齢者に対して調べることができたらいいのですが、忘れてわからないとか、調べにくいところがあることも考えられるので、質問の目的を教えてください。

事務局：今回ライフステージごとのアンケート調査とさせていただいた背景ですけれども、裏付があつてのことで、実務の経験上の感覚での解釈ですが、高齢者の方が人生経験を積まれてきた中で、高齢になられて障害者手帳を取得されるケースが増えてきているのかな、と感じております。障害者施策の対象として高齢の方ももちろん含めているのですが、高齢になられてから手帳をとられた方と若い頃から障害者として生活をしている方と制度設計を行っていく上で参考としたいということで、高齢の方に関しては何歳ごろから障害者手帳をお持ちになったかといったことを聞きたいということです。

委員A：ありがとうございます。18歳から64歳の方も同じように子どもの時から障害をもたれた方も50歳ぐらいで障害を持たれた方もいらっしゃいますが、それは載せていないのですね。高齢者だけのせるのはどうしてなのでしょう。それは理由がありますか。

事務局：ライフステージごとの障害者施策というのはもちろんあるのですが、児童であれば児童の施策もありますし、高齢者であれば高齢者の施策もあるということで、障害者施策として重点的に行っていくライフステージは、やはり高齢になられる前までのところが重点の対象となるのではないかと思います。加齢に伴って必要な制度施策ということももちろんあるのですが、そういうものは障害者制度の中で補うということと、本来高齢者の制度で高齢の方を対象にするものがあり、そのところを知るために障害発症の年齢をお聞きしております。

会長：質問があります。ということは65歳未満で障害者手帳を取得されたか、65歳以上で取得されたかということだけの境目が大事だということですね。

事務局：そうです。

会長：逆に言うと、65歳以上で取得されたかどうかということを知れば、いいということですね。

事務局：はい。

会長：よろしいでしょうか。おそらく手帳をとられている方もお歳の方は何歳ぐらいのときにとられたかわからないので、65歳以上で取得されたかどうかということの質問に変えさせていただきたい。よろしいですか。では資料5の問3につきましては65歳以上で取得されたのかそれ以前なのかということがわかる質問に変えさせていただきます。よろしいですか。確かめますが何歳程度の時にというのは、いらないのですね。65歳以上の方の場合は、いわゆる30代なのか40代なのかといったことでなしに65歳以上であるということが分かればよいのですね。

事務局：そうです。

会長：わかりました。

委員B：この質問の趣旨というのは高齢者施策と障害者施策に分かれている状況のなかで、介護保険法と障害者自立支援法が一定、年齢によって分けられている。そこで高齢者施策の中で障害者施策の部分がオーバーラップする部分等に対しての資料として、ということだと思いますが、これで一定の年齢に分けられた結果が上がってくることも一

つの資料となると思います。介護保険全体を対象とされて質問を考えるのであれば、18歳以上の介護保険の利用者というのをどう位置付けていくのかは配慮、考慮する課題と感じます。

事務局：40歳以上の方に関しては、介護保険の対象になるケースがあるということで事務局の方でも議論をさせていただいたところ、その中でどこまで細かく精度を求めていく必要があるのかというところで基本的に人数の少ないところになりますので、あえて含まなかったというのが一つです。

会長：というお答えですがよろしいでしょうか。ケース的に非常に少ない状況なので65歳以上の場合、両方使われる方が今増えてきている状況ということで65歳以上に限り介護保険については回収させていただいた方が分かりやすいであろうということですか。よろしいでしょうか。ではこの辺でよろしいでしょうか。

では次のところで、どこからでもよろしいですから質問をお願いします。どなたからでも。では、私の方から質問です。18歳未満のところですね、4ページの中にあるのは、いわゆる地域の普通学級や支援学校だけなのですがこれは何か意味があるのでしょうか。

事務局：これにつきましてはライフステージごとに分けさせていただきました質問項目がありますので問10につきましては、いわゆる小学校という6歳から12歳になるのでしょうか、その区切りという形で考えさせていただいております。

会長：「・」の前の小学校というのが普通学級の意味なのですね。

事務局：問6のほうで地域の学校、支援学校という形にさせていただいておりますが、クロス集計すれば人数がわかるのかなというふうに考えます。単に年齢区分がそのゾーンに当てはまるかどうかというふうにお考えいただければと思います。

会長：支援学校しか書いていないように見えたのです。これはクロスをかけるのですね、どこへ行かれているのかということ。わかりました。どうぞ。

委員C：次の問11のところですが、3、2、1となっているので、まちがっているのではないですか。

会長：ページ11のところですね

事務局：これは番号の振り間違いでございます申し訳ございません。

会長：問11の(3)はどのような書き方になるのですか。

事務局：記述ミスでございます、18歳から64歳の5ページを見ていただくと似たような設問がございます。それと同じ表記にしなければいけなかったところを間違っております。1に内容、2が時間や日数、3に職員の対応、4にその他ということです。すみません。

委員D：同じような感じなのですが、基本的に対象者は手帳保持者ということになっていないですね。

会長：はい。

委員D：そうしますと、それぞれの質問で手帳を持っておられるかどうかということ聞いていますが、持っている人が対象であればその質問はいらないのではないかと思います。

事務局：手帳の障害種別、等級等について把握するためにそのような質問をさせていただ

ております。

委員D：調査対象は手帳持っている人ですね。基本的にはすべての人が何らかの手帳を持っているということになりますね。そうしたら手帳を持っている、持っていないという質問はいらぬのではないのでしょうか。

事務局：回答者が身体障害者手帳を持っていないくて療育手帳を持っている方がいらっしゃる、知的と身体を両方持っていたらっしゃる方もかなりおられます。

会長：そういう質問だったのですね。

委員D：わかりました。

会長：よろしいですね。

委員D：合わせて 18歳から64歳までの方の13ページのところで、これもミスだと思うのですが、問28のところで、これは14ページのことではないですか。一番上のところもそうですね。

事務局：最後の網かけにつきましても 14ページの問28が正しい表記です。

会長：ありがとうございます。他にお気づきの点がありましたらご指摘くださいますようお願いいたします。

委員D：福祉サービスの部分ですが、手帳を持っている方が対象ということで基本的にはサービス利用者も多いと思いますが、精神障害の方というのは手帳を持ったからといってサービスを受けるわけではないので、手帳を持っていない方も多い。手帳を持っているだけで福祉サービスを利用されているかどうか疑問のところが多い。ここで福祉サービスの内容についていろんな名称が入りますが、枚方市で取り組まれている福祉サービスのありようについての資料を付けていただいておりますね。

事務局：実際の配布の段には、サービス一覧などを添付する予定です。

会長：わかりました。よろしいですか。他に間違いがありましたら見ていただいても結構です。

委員E：この吹き出しの部分は今の資料だからついているのですか。実際の配布にもついているのですか。

事務局：実際に配布するときには外させていただきます。

会長：もう一度確認しますと、それぞれのところに吹き出しが付いておりますが、これは実際の調査票には載せずに、委員会用としてここでこういうことをする、ということを示しているだけのものだということです。実際の調査票の中にはこの吹き出しは入っていないということです。よろしいでしょうか。

資料1のところで教えてほしいのですが、2ページのところの標本数のところで、前回の調査の方法のところの標本数および抽出方法のところですが、300確保したいという話がありまして、前回は約60パーセント前後ということで見ますと、300人とすると、割り戻した数値で必要配布数が出てきますが、前回の時に年齢別の回収率というのは出ているのでしょうか。前は種別でしたよね。年齢別には、回収率はこれくらいあった、18歳ぐらいであれば300は確保できていたということですか。

事務局：前回は種別プラス全件総数が 1000件で 65歳以上の方を1割、100人という形でやりまして、残りの9割の部分で障害種別ごとに分けたので 18歳未満の方を何パーセント担保したということではございませんでした。

会長：そうですね。何を言っているかといいますと、たとえば年齢別であった場合に、500人を対象にすれば300の回収が見込まれるという根拠のようなものを知りたいと。年齢別ではわかりませんね。

事務局：あくまで前回は 59.6パーセントという回収率でございましたので、今回も6割程度はあるだろうということです。

会長：そこはわかりますが、年齢別でだいたい 18歳未満の年齢層が少なかったとか多かったとか、今回は年齢ごとですよ。意味がわかりませんか。前回、年齢は分けずに 64歳までと65歳からに分けたんですよ。そして障害種別で分けたのですね。18歳未満という年齢層で取るのは今回が初めてですよ。前回の調査で18歳未満の層はわかりますよね、種別でも。その時の層で、それだけの回答率があったのかどうか、60パーセント前後を確保できていたのかどうか明らかかどうなのかなというのをお聞きしたかったのです。極端にそこが少なかったら、もう少し多い目にやっておかないと 60%を確保できないのではないかという。それでちょっと心配しているのですけれども。そこは前回を見たら、だいたいこれくらい来ているので大丈夫だということであればいいのですけれども、回収率が悪くならないかなという気がしまして。そんなことはないのですか。

事務局：有効回答数については全件で61件でした。18歳未満の方に関しては、有効回答数の実数でいきますと61です。

会長：どこで分かれているかわかりませんね。

事務局：はい。

会長：わかりました。すいません。少し不安があったもので。種別でやると大人の層について子どもの層にいかないのではないかと、子どもの回答率が悪くならないかなと。他いかがですか。どんな所からでも結構です。

委員A：資料4の問7で、いくつかの障害を持っておられる方がいますが、たとえば僕は障害を持っています。その人が精神とか肢体とかいくつかの障害を併せ持っている場合は、分析として一人の人が障害別に分けるとプラスプラスになってしまいますよね。一人に対してデータが5つの障害を持っていたら5人として数えられてしまうのが心配です。どうやってデータをつくっていくのか教えてもらいたいです。たとえば私が聴覚障害プラス知的障害だったとしたらデータは聴覚障害者が+1、知的障害が+1となるのでしょうか。それとも+1になるのでしょうか。

事務局：例えばA委員が、どれだけ〇をつけてもこの調査では一人として数えられます。2ページの3については全体でどういう障害の重複があるかを数字で表します。また障害の部位で身体障害者も1から14の障害の状況がどういう構成になっているか、その中で重複がどういう状況なのかというのを全体で表す予定をしています。答えになっていますか。

委員A：2つ以上の障害を持っている方というのは重複としてデータに報告されるということですか。なぜかという聞こえない人が聞こえない障害を持っている、その時にサービスや困っていること何か変えてほしいと要望を出した時に、ほかの障害がある人として何か意見があると思います。

会長：おっしゃるとおりですね。1人に対して、例えばその人に対してのクロスで出した場

合はその人という1人の人になりますけれども、障害部位別になると部位別のクロスになりますから、例えば聴覚障害の方でこんなサービスが欲しいといったときには、その中に重複の方が入ってきます。主たる障害でなしに重複障害の方が入ってきます。人数は100人なのですけれども120人の聴覚障害を持った方が出てくる、その聴覚を持っているすべての方がどんなサービスが必要かということがでてくる、というのが基本的に出てくるということですね。ただ今言われている指摘の中で一つ問題なのは、重複がゆえにこういうサービスというのが、要するに個別のサービスについてはクロスしたら出てきますけれども、重複がゆえにこんなサービスが必要だというのが、もしあるとしたら、それは出てきにくい、出てこない、ということです。重複というのはわかりませんので。

事務局：重複については下肢と聴覚などの重複などを集計することは可能です。目的を達成するための集計を行います。こういう重複の方がこういう困りごとがあるということや、調査の目的を達成するための集計は技術的に可能です。それをやります。

委員F：今で聞くと手帳を持っていて1から14の中で重なっていたら重複だと言われたんですけれども、精神の手帳を持ってらっしゃる方も重複で集計できるのですか。

事務局：そうです。

会長：新たな項目を作って集計するということですね。

事務局：状況に応じてやります。

会長：よろしいでしょうか、はいどうぞ。

委員B：今のところが少しわかりにくかったのですが、結果を見て状況に応じてやるというのがどういう意味なのか、わかりにくかったですけれども、重複の方は少なくないと思います。先ほど出ました身体と知的の重複の方はたくさんあると思いますが、その部分に対する今後の施策という方向性を考えていく時にこのような資料が有効になってくると思うのですが、結果と状況を見てどうするか考えるというのは、いわゆる重複障害の方はそもそもここに方向性として重複障害として入っていなかったのか、基本的に調べなければいけない理由というのを新たに追加するということなのか、ちょっとわかりにくかったです。

事務局：いま場合によってと申し上げたのは、例えば極端に少ない重複パターン、1人とか2人の時はその他にするとかそういうことをするということです。すでにパターンとしてはこういう障害の重複があるだろうということは全体数として把握しておりますので、例えば極端に少ない特殊な重複に関しては「その他」にした方が分かりやすいので場合によっては、と申し上げたわけです。そういった意味です。

会長：個別のものを出してこないとなかなか難しいのではないのでしょうか。

事務局：重複という項目が新たに発生します。今1から14までの項目はクロスした結果、もっと項目が増えるということです。何と何の重複障害という。

会長：ですから1から14と、例えば問8のABがクロスして初めてどういう重複かというのが出てきますよね。そこにあてはまった人たちは重複で、こういうサービスが欲しいというのとクロスをかけるときには3重クロスになりますよね。

事務局：3重クロスにする方法もありますし、身体、知的、精神の区分の重複だけでいったんクロスをしてそれで今おっしゃった3重クロスをする。

会長 例えば身体、知的、精神が重複しているというのがわかってもサービスの関係でいったら3重クロスになる。これとこれが重複しているよという層があって、この層がサービスに対してどうなのかともう一つクロスをかけなければいけない、一回のクロスで終わらないですね。

事務局：手順はそうなります。

会長 その下のもう一つこの層が多いよというのを見ていくことになりますか。例えば聴覚で視覚の障害もあるというような人が多かったら、聴覚と視覚という部位別の問題とサービスの問題とクロスしていくということになりますか。

事務局：なります。

会長：という話です、よろしいでしょうか。もう一度そのところでその他にするのか、多いというのはどこから多いのかですが、それを見てサービスとの関係でクロスをかけていくという形だということに理解させていただいたらいいということですね。このクロスはそういう風にしますよということですね。それは質問上ではなしに集計上でやれるよということですね。こうことをやって下さいという話を今しているということによろしいでしょうか。

委員C：重複のことですが、身体の手帳と精神の手帳を持っている人で、精神の手帳を持っていても役に立たないので更新していない人が結構います。それは手帳を持っていることに当てはまるのか当てはまらないのか。あるいは精神の手帳をとっても仕方がないから、ほかのサービスを受けられるので精神の手帳をとらない。実際は精神の障害を持っているのに、あるいは知的の障害を持っているのに、とっていない人というのはたくさんいると思います。その辺はどういう風にされるのかなと。

事務局：一応これにつきましては現に手帳お持ちの方とさせていただきますので、該当するであろうという方については、その部分については記載ができないというか、現に持っておられる方についてお尋ねしておりますので、質問の内容としてはそういう形になります。

会長：それでしか調査は無理だと思います。よろしいでしょうか。いろいろ出て来るとそこから広がってくるので、どうぞどんどこからでも結構です。はいどうぞ。

委員G：資料3の18歳未満の9ページの間19や18歳以上の14ページの間28ですが、障害のある人の社会参加という点で、18歳未満の9ページの間19の5や8で広く聞き取れると思いますが、この人が18歳以上になった時のこれからの進路という部分は、高校生以下でも聞き取ってもよいのではないのでしょうか。

会長：これから力を入れてほしいという意味で中学校ぐらいから先が見えるようなサービスとしてそういう項目を入れてもいいんじゃないかと。現在ここはその年齢で使えるサービスという発想ですが、将来を見据えたサービスというものを入れたほうがいいのではないかというご意見です。

事務局：今ご意見いただきましたので事務局の方で検討させていただきます。ただ問19の趣旨は基本的に学校に行っておられるという前提の書き方になりますので、まぎらわしい部分が出ないような方法で、検討させていただきます。

会長：問の仕方によっても変わってくるということですね。

事務局：受け取られる方が18歳未満の方が対象ですので、表現の仕方も含めてもう一度検討

いたします。

会長：考えていただきます。いかがですか。質問項目の内容も含めて、こういう質問でいいのかということも出てくるのかなと思っておりますが、いかがですか。僕自身がわかっているわけではないのですが、例えば18歳未満のところと8ページの間18と18歳以上の間26のところと、将来の不安とかというような話も出てきますけれども、この辺の書き方は、これがわかりやすいんでしょうか。具体的にイメージして答えやすいのかどうかというところが……。内容的な問題として答えるのに、これで十分ということであればいいのですが。もうちょっと具体性があった方がわかりやすいのではと。

委員G：先ほどの間19の件では内容がよくわからなく僕が申し上げたのはどちらかということ間18があるので、これでもいいのではないかと思います。

会長：先ほどの質問については間18の方でさせていただくことになるんですけども。割と大きく括ってあるのですべてを答えて下さいということであれば、回答項目をこう、例えば高齢化と病気はまた違いますので分けた方がいいのかなというようなことを思ったりします。年齢でクロスすると進路と就職では就職というのは何歳ぐらいから不安の材料として持ち出すのかというようなことや、収入も働くということや年金ということで、不安が違ってくるのではないかと思います。

事務局：会長からご意見いただきましたことを踏まえまして、もう一度事務局で精査させていただいて、表現や項目について分ける方がいいのかどうかを検討します。

会長：僕も考えたいと思いますが、クロスをかけた時にこのくらいまで分かったほうがいいのかどうか、またはそのことをしてしまうとかえって答えにくい場合もあるので。

オブザーバー：不安の項目ですが、僕は、調査はざっくり調べたらいいかと思ったのですが、おっしゃるように不安の中身のようなもの、サービスについては一定の内容を聞いていますよね。先ほど少しおっしゃったように将来の進路の問題というのは、例えばこういうことを希望しているができるかどうか不安だということと、どうせ出来ないだろうけれどもこういうものを作ってほしいということでは全く志向が違うわけで、例えば普通学校へ行きたいけれども送迎ができなかったので支援学校を選ぶしかなかったとか、全然内容が違いますから、本当に聞こうと思えば中身のことをきかないと、ニーズ調査にはなりにくいのではないかと。そういう点で言うと今後進めてほしい施策について項目を上げるときりがないと思います。一つだけ挙げると住宅施策がひっかかっているのですが、とにかく項目がたくさんになってしまうと確かに記述が難しい。本当に不安を聞き取って施策に結び付けようと思うと、不安の中身も把握しないと展開できないのが事実であって、その辺の聞き取りもできたらな、と個人的に思います。そう思うと、調査の時にこの調査に対する支援はどうやって受けるかという、説明を含めてそうですけれども、そういったことは多分問われるのではないかと。多分この調査票を見てぱっと分かる人は少なく、逆にその調査の内容をちゃんとした人が支援できますよというようなことが出てくるということでこの調査の精度を上げるというようなことも、大事かなというような気がするんですけども。不安の項目に関してはそう感じます。不安がどういうところから出てくるのかという背景がわからないと表面的なもので終わってしまうので、例えば将来困るから施設を作ってほし

いと言われたら、それはちょっと違うのではないかと思うし、そういった表面的な内容にならないためにはどうするかというようなことがあるんですけど。

会長：今日一回で終わるわけではないですので、次もあるので考えていくということで。

オブザーバー：不安と進めてほしい部分がちゃんとマッチングするといいのかなと思います。

会長：他にどうぞ。

委員B：先ほど中学が終わってからの就職が少ない、なかなか出てこないということで私にはわからないのですが、資料のところにサービス事業所、相談事業所に今後聞き取り調査をして反映させるというようなことが書いてあったと思うのですが、それはどのような形でやっていって、前にやった時もそのようなことになったのでしょうか。そこのところ教えていただきたいのですが。

会長：資料1調査の方針に書いてあることで、そのサービス事業所への聞き取りを踏まえてということですね。

事務局：そうですね。おっしゃっていただいている通り、今回の実態調査についても限界がございます。そういうことで、その結果も踏まえまして不十分な点でありますとか、その個別の障害種別ごとの当事者の方のニーズというのは、また別の形で、先ほどもお話がありましたように、相談事業所あるいはサービス事業所などからの聞き取りなり、それだけに限りませんけれども違う形でニーズ把握をする必要がありますし、その方法とか時期とかにつまましてはまた次回なり事務局の方で検討させていただいて、実施に向けて、この協議会でも協議なり、報告させていただけたらと思っておるんですけども。今の時点で具体的なプランはできておりません。

会長：そういう意味では今の具体的な何かこういうことをぜひやってほしいなというようなご意見がありましたらお伺いしたいと思いますけれども。

オブザーバー：前回も団体ヒアリングをやっているのですが、いわゆる福祉計画と行動計画の両方がある、一つは実施要綱に基づいた実践をどう評価するかということと、障害者福祉をどうしていくのかということと二つあるんですけども、僕はいろんな制度に関わる進捗状況と言うのですか、そういったことも含めて説明、報告する場所を設置してもらいたいと思います。冊子はでるけれども、どうやって見たらいいかわからないとか、例えば教育に関してはこういう地域の方針を出しているけれども、それがどうなっているのかそういった方向性みたいなことを少し明らかにしながら計画の中身に実効性を持たせていくというようなことは、取り組みを継続してやってもらいたいなと思います。

会長：調査が終わった後の話ですね。

オブザーバー：そうです。そういった聞き取りをやって下さったので、今回も含めて市民とか団体とか、種別にやっていただきたいなと思います。

会長：先ほどご意見いただきましたように団体の方に何か御意見ございますでしょうか。

委員H：視覚のことがあまり載っていないので、事業所でたくさん視覚障害者をかかえておられるところとか、そういったところを重点的にいろんなことを聞いてほしい。それに、視覚障害者は、点訳ということにほとんどなっているのですが、今点字を読まれる方は本当に少ないんです。だから音訳ということも重視して項目にたくさん入れて

ほしいかなと思っています。

会長：これは希望ですので、ぜひ反映していただいて。各団体というか同じ問題の中で何かございますでしょうか。今視覚障害の方の場合は反映されることが少ないということでしたが。

オブザーバー：調査の対象ということで思ったのですけれども、手帳をとってない方、手帳をとれない方もいらっしゃると思いますが、そういった方の表現の場といいですか、サービスを受けないからとらない人に対する、どういうやり方をしたらいいのかわからないのですけれどもそういった人に対する聞き取りの場を作っていただけたらと思います。公開で意見をとる、いろんな意見の取り方がありますけれども、そういった場も取っていただきたいなという気はします。

会長：他よろしいですか。

委員Ⅰ：枚方市で障害者自立支援法で移行しているところとしていないところがあると思うんですけども、経営の面でうまくいっているところといていないところが分かれています。障害者自立支援法に伴って移行できたところはいいのですけれども、移行できてないところはこういった形でできていないのかということ、アンケートをとっていただきたいと思います。時間がないとか、移行をできないところもたくさん出てきたがうまくいかないと思って、そのへんのところもアンケート調査に入れていただきたいなと思うのですけれども。

会長：計画づくりに伴ったということですね。これはアンケート調査の補足的な意味でのことなのですね。別途事業所とかいわれている部分というのは。

事務局：そうです。

会長：今言われた部分というのは書いていかなければならない部分だと思います。計画づくりということになってきますと、事業者も実態を把握するというのは、実態把握の補足的な問題とは別問題として、枚方市として事業者の問題を少し次の法律も関係してきますので別途考えていただけたものと思います。よろしいですか。ほかの所もよろしいですか。

他、内容的なところでよろしいですか。

もし今、意見が出にくいようでしたら資料2の方向性みたいなところを確かめたいと思います。スケジュールとの関係もあると思いますので、資料2を見ていただきたいと思います。

今後この調査をどうするのかといいますと、アンケート調査実施ということでサンプル調査の抽出および修正というのは今日のあたりからの話で出てくると、それから、出来上がったものを印刷して発送する。そしてアンケートを実施するのが1月、調査実施ということになります。そこまでの間で何を考えておかなければいけないかといいますと、このままで本当にいいのかどうか、精査しないといけない。委員の皆様方から意見をもらえる時間をもう少し、ざっと見ていただいてここについての意見とか質問とかいただいていくということと、それからもう少し細かくそのところ実際にやっていただくことがあった方がいいのかなということ。推進協議会を開くということは何回もないのですので、その分も作業的にきちんと見ていただくことをしていたほうがいいのかなということ。その辺について少し提案していきたいと思います。

そうしますと、12月の末には仕上がってアンケート調査の印刷物がまとまって、1月から発送してやるということになりますので、12月中に仕上げておかなければいけない。いわゆるワーキング的にいろんな観点から見ていただけるのであれば、自立支援協議会の幹事会が、そういう意味では集まりやすく、いろんな所の意見がまとまりやすいものかなというので、ここに事務局と精査をお願いしたらどうかというのが一つの提案です。頻度としてはどのくらいやっていただくかというのは幹部会とも相談になりますが、そこに細かいところを委ねることになります。その前に皆様方からご意見、ご質問をいただいて、できたら今月中ぐらいにどんな形でもいいですから、11月下旬位を締めきりにして、いただいても意見を含め、幹事会の方に少し精査をしていただく、そして12月の中旬ぐらいまで、できたら頻度を多めにやっていただいて、精査していただいて下旬には出せる状態であげていただけたらというのが一つの提案なんです。最終的には出来上がったものを事務局と私の方で一度確認させていただいて、印刷に回して、その後は配布させていただくと。幹事会とわたくしの方で少し細かな部分については最終段階の細かい部分については一任いただきたいということで提案なんです。いかがでしょうか。クロスを、これとこれをかけあわせたらどんなのが出てくるのかなというイメージを少しもっていただけると、この辺が足りないのではないかとか、こういうのを入れたらいいのではないのではないかとか浮かんでくるのではないかと思いますので、ぜひまたその辺で、この1週間しかありませんけれども、考えていただいて意見をいただくとありがたいです。今のわたくしの提案につきまして、ご意見とかも質問とかあったらいただきたいと思います。

ご承認いただけますか。

そうしましたら、もう一度確認いたしますと、幹事会の方に詳細を委ねることと、皆様方のご意見としましては11月30日までにいただくと、12月末に事務局とわたくしの方で内部調整して、これにつきましては最終的にこの案で調査しますよというのも皆様方に事前に送付だけをさせていただきます。ただしそれはそのまま印刷になって1月から調査を始めさせていただくということでご承認いただきたいということでよろしくをお願いします。ありがとうございます。この先我々の仕事になってくるのが、分析結果をもう一度見ていって御意見いただくということで、そこに書いております。3月の中旬頃に委員会を開いていただきたいということになります。これにつきまして何か御意見ありますでしょうか。

事務局：そのスケジュールでお願いします。

会長：案が出ていますが、3月の22日、火曜日の午前中の時間帯という案が出ていますが、予定を見ていただけますか。

委員A：次の回ということですね。

会長：そうです。この会議の次回ということになります。結果が出てくるのがだいたい3月ですので、そのあたりにその結果を見ながら。ご都合悪い方は手をあげてください。

委員一同：(挙手なし)

会長：それでは次回を3月22日の10:00からとします。場所はまた伝えさせていただきます。その前に12月には皆さまに完全に出来上がった調査票を送らせていただきます。ご意見は、なかなかアンケートをじっくり見ていただかないと出にくいと思いますがよろ

しくお願いいたします。では事務局の方から。

事務局：そうしましたら、その他案件でございますが、事務局の方から特にございません。先ほど、次回の日程につきましては会長の方からご提案いただきました日程でよろしくをお願いしたいと思っております。事務局の方からは以上でございます。

会長：委員さんから何かございませんか。

オブザーバー：先ほどちょっと話しがあったのですが、自立支援法の改正案が出たということとで順次施行されていくと思うのですが、自立支援協議会の中で相談支援を通じて、無い社会支援をどう検討するかということをやっているのですが、一つ検討しているのは通学について保証していかなければならないのではないかと、それから来年度以降恐らく日中活動の場の不足が出てきていて、それは今の場を広げるというのは限界だろうし、特に枚方は 80年代以降作業所が増えてきて活動の場が広がってきたということはあると思うのですが、さて日中活動の場をどうやってつくっていくのかという支援策を講じるか、それはおそらく今後平成23年度で10人規模でできるという特別対応も終わって今後 20人以上で法人格をとってやるということが基本になる、それはかなり難しいハードルで、育成策をどうしていくのかということですが、たぶん今までは移行が中心で移行後の問題もあると思っておりますが、これからそれ以前の問題をどうするのかということが多分出てくる。あと地域移行の問題。福祉計画にあがっているけれども具体的な方策としてやっていかないと続かないだろうし、何となく国の報告を見ているけれども出ているけれども入っているというような状況が繰り返されているのが見受けられるので、具体的な施策を持って枚方市はこうしているということ、その3点ほどは自立支援協議会で具体的に立案し、推進協議会に諮っていきたいと思っております。またいろいろ挙げていかなければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

会長：計画段階に入った段階で自立支援協議会の方からご提案、ご意見を挙げていただいてここでもんでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。よろしいですか。それでは、これで終わりたいと思っております。ありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。